

おくやみハンドブック

～手続きのご案内～

羽島市



ご遺族の方へ

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。
今後、亡くなられた方に関する様々な手続きが必要となります。
市役所での手続きをはじめ、必要と思われる一般的な手続きをご案内しております。
ご遺族のみなさまに、お役に立てましたら幸いです。

羽島市役所

もくじ

手続きの流れ	P.2
手続きチェックリスト	P.3
「おくやみ窓口」にお持ちいただくもの	P.5
亡くなられた方に関する手続き（市役所で行う手続き）	
1. 住民登録に関する手続き	P.6
2. 保険に関する手続き	P.7
3. 年金に関する手続き	P.9
4. 税金に関する手続き	P.12
5. 介護保険に関する手続き	P.15
6. 福祉（障がい）に関する手続き	P.17
7. 子どもに関する手続き	P.22
8. 上下水道に関する手続き	P.26
9. その他の手続き	P.27
亡くなられた方に関する手続き（市役所以外で行う手続き）	P.31
相続に関する手続き	P.33
委任状に関するご案内	P.43
遺品整理の処分について	P.44
死亡に関する手続きについてよくある質問	P.45
羽島市役所庁舎案内	P.47

※法令改正や手続きを行う機関の変更に伴い、手続きの方法や場所、必要書類などが変更になる場合がありますので、予めご了承ください。

手続きの流れ

羽島市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずは下記をご確認いただき、手続き案内書が届いたら来庁してください。

STEP 1 死亡届を提出

死亡届を提出された方へ、ご遺族様が手続きする一般的な内容をまとめたハンドブック（この冊子）をお渡しします。必要な手続きや持ち物などの参考にしてください。



STEP 2 手続き案内文書が届く

後日、市役所で手続きする内容や、事前にご用意いただく持ち物などを記載した案内文書を郵送します。文書が届いてから持ち物などをご用意いただき、市役所で手続きしてください。

※案内文書が届く前でも受付可能ですが、必要書類などが不足している場合は、後日の手続きになりますのでご了承ください。

※年金手続きが不要な方など、案内文書を送付しない場合がございますので、ご了承ください。

STEP 3 市役所で手続き

保険年金課の「20」番号発券機（黄色）で「おくやみ窓口」を選択し、番号札をお取りになってお待ちください。

「おくやみ窓口」では、必要な手続きを確認したうえで手続き案内一覧に沿って手続きを進めます。

※一部の手続きについては、担当課へ移動していただく場合があります。

※必要書類などが不足している場合は、後日の手続きになりますのでご了承ください。

窓口で手続きされる日時を予約することができます

窓口の混雑時にはお待ちいただくこともありますのでご了承ください。

電話予約：保険年金課 国保年金係

「おくやみ窓口」 ☎ 058-392-1111（内線 2263）

手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

庁舎案内

区分	該当事項	☑	担当窓口	詳細ページ
住民登録	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	<input type="checkbox"/>	市民課	P.6
	印鑑登録をしていた	<input type="checkbox"/>		
保険	国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	保険年金課	P.7
	後期高齢者医療保険に加入していた	<input type="checkbox"/>		P.8
年金	国民年金に加入または受給していた	<input type="checkbox"/>	市役所以外	P.9・10
	厚生年金に加入または受給していた	<input type="checkbox"/>		
	共済年金に加入または受給していた	<input type="checkbox"/>		
	恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	農業委員会事務局	P.11
	農業者年金を受給していた	<input type="checkbox"/>		
税金	市税の納付が済んでいない	<input type="checkbox"/>	税務課	P.12
	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	<input type="checkbox"/>		P.13
	原動機付自転車など(羽島市ナンバー)の車両を所有している方	<input type="checkbox"/>		P.14
介護保険	65歳以上または介護認定を受けていた	<input type="checkbox"/>	高齢福祉課	P.15
	保険料(普通徴収)が発生していた	<input type="checkbox"/>		P.16
福祉(障がい)	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	<input type="checkbox"/>	福祉課	P.17
	障害児福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/>		
	特別障害者手当を受給していた	<input type="checkbox"/>		P.18
	特別児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>		
	羽島市重度心身障害児福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/>		

区分	該当事項	☑	担当窓口	詳細ページ
福祉 (障がい)	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	<input type="checkbox"/>	福祉課	P.20
	福祉医療費受給者証(重度)を交付されていた	<input type="checkbox"/>	保険年金課	
	児童通所施設を利用していた	<input type="checkbox"/>	福祉課	P.21
	障害福祉サービスを利用していた	<input type="checkbox"/>		
	地域生活支援サービスを利用していた	<input type="checkbox"/>		
子ども	児童手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	子育て・健幸課	P.22
	児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>		P.23
	福祉医療費受給者証(こども)を交付されていた	<input type="checkbox"/>	保険年金課	P.24
	福祉医療費受給者証(母子家庭等・父子家庭)を交付されていた	<input type="checkbox"/>		
	就学援助を受給していた	<input type="checkbox"/>	学校教育課	P.25
上下水道	上下水道を使用していた	<input type="checkbox"/>	上下水道部 経営課	P.26
	下水道事業受益者負担金を納付中であった	<input type="checkbox"/>		
その他	家財整理をしたい	<input type="checkbox"/>	環境事業課	P.27
	道路を占用していた	<input type="checkbox"/>	土木監理課 市役所以外	
	河川用地または水路用地を占用していた	<input type="checkbox"/>		P.28
	住んでいた家(戸建て)が空き家となった (誰も住まない、使わない状態)	<input type="checkbox"/>	生活安全課	P.29
	亡くなられた方が犬を飼っていた	<input type="checkbox"/>	生活環境課	
	市営住宅に住んでいた	<input type="checkbox"/>	都市計画課	P.30

「おくやみ窓口」にお持ちいただくもの

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印**（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印**（※相続人代表及び喪主、未支給年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの**（年金証書及び基礎年金番号通知書など）
- 住民基本台帳カード、印鑑登録証**（作成されている場合）
- マイナンバーカード、または通知カード**
- 国民健康保険資格確認書等、後期高齢者医療資格確認書等**

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書等

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

- ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）

- 介護保険被保険者証**
- 福祉医療費受給者証**（こども、重度、母子家庭等、父子家庭）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳**
- その他、市役所から交付された証書類で、ご不明な点があるもの**

本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類**（顔写真付きに限る）
マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類**
健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 不要となったカードは、市役所へ返納いただけます。(任意) ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返納後確認していただくことができなくなります。 <u>すべてのお手続きが完了してからご返納いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。</u>	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課【10番窓口】 内線（2293）

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返却またはご自宅等で破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証	市民課【10番窓口】 内線（2294）

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書等の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書または被保険者証を回収しています。 ※市役所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の国民健康保険資格確認書または被保険者証	保険年金課【20番窓口】 内線（2263）

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書） <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の本人確認書類	保険年金課【20番窓口】 内線（2263）

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

3. 年金に関する手続き



国民年金のみに加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。後日案内文書を郵送しますのでご確認ください。なお、加入状況やご遺族の状況により、手続きが発生しないと思われる場合は年金のご案内はいたしません。市役所か年金事務所にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
※後日届く案内文書を参考にしてご用意ください。	保険年金課【20番窓口】 内線（2263） 岐阜南年金事務所 ☎ 058-273-6161

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。後日案内文書を郵送しますのでご確認ください。なお、加入状況やご遺族の状況により、手続きが発生しないと思われる場合は年金のご案内はいたしません。年金事務所にお問い合わせください。 ※手続き先は年金事務所になります。予約受付専用電話または下記二次元コードからご予約のうえ、ご来所していただきますようお願いいたします。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
※後日届く案内文書を参考にしてご用意いただくか、予約受付専用電話か年金事務所からの案内に従ってご用意ください。 ▼ご予約はこちらから（翌々開所日以降の予約ができます。）	岐阜南年金事務所 ☎ 058-273-6161 予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>スマートフォン・携帯電話</p>  <p>https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/sp_soyo/RA01_SP/W_RA0101_SPSCR.do</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>パソコン</p>  <p>日本年金機構 予約相談</p> <p>https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/RA01/W_RA0101SCR.do</p> </div> </div>	

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。後日案内文書を郵送しますのでご確認ください。共済年金のみを受給している方には、共済組合への問い合わせをご案内することになります。 ※厚生年金期間のある方は、年金事務所でのお手続きが可能な場合があります。年金事務所を案内された場合は、予約受付専用電話を利用してご予約のうえ、ご来所していただきますようお願いいたします。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
※後日届く案内文書で年金事務所でのお手続きが可能な方と案内された場合は、案内文書を参考にご用意ください。共済組合でのお手続きが必要な方と案内された場合は、直接共済組合にお問い合わせください。	各共済組合 岐阜南年金事務所 ☎ 058-273-6161 予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890

国民年金・厚生年金を受給していた

(未支給年金などの請求手続きが発生しない方)

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
加入状況やご遺族の状況により、手続きが発生しないと思われる場合は年金のご案内はいたしません。お問い合わせがあった際には、年金受給者の死亡届の提出をお願いする場合があります。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書の写し	保険年金課【20番窓口】 内線（2263）

3. 年金に関する手続き

恩給を受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください。	約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
※総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください。	総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなったとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを經由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日間以内
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 【50番窓口】 内線（2632）

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	税務課【40番窓口】 内線（2234）

手続き② 口座振替の変更または廃止など

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または利用されていた金融機関にて口座振替の停止を申し出てください。 口座振替を変更される場合は、税務課または市内にある金融機関の本支店でできます。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
【口座振替の変更の場合】 <input type="checkbox"/> 新たに申込みされる方の預金通帳 <input type="checkbox"/> 口座届出印 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の納税通知書	税務課【40番窓口】 内線（2234）

MEMO

4. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き① 相続人代表者指定届兼現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
<p>固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、相続登記が完了するまでの間の固定資産税の納税義務者となる現所有者（相続人）の申告とそこから代表者（相続人代表者）を指定していただく届出になります。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいる方は、税務課への届出は不要です。（未登記家屋をお持ちの方が亡くなられた場合は、税務課にて手続きが必要です）</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続きをお願いします。</p>	<p>現所有者であることを知った日の翌月から3カ月以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>当該固定資産の現所有者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証）</p>	<p>税務課【40番窓口】 内線（2234） 管轄の法務局 岐阜地方法務局 ☎ 058-245-3181</p>

手続き② 共有代表者の変更など

手続き詳細	期 限
<p>共有名義の固定資産をお持ちの方で、共有代表者をされていた方が亡くなられた場合、共有代表者の変更の手続きが必要となります。</p> <p>※共有代表者の変更手続きをされない場合は、新たに指定された相続人代表者の方へ固定資産税の納税に関する書類を送付します。</p>	<p>—</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>共有代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 共有代表者となる方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証）</p>	<p>税務課【40番窓口】 内線（2234）</p>

MEMO

手続き③ 未登記家屋の名義変更

手続き詳細	期 限
未登記家屋をお持ちの方が亡くなられた場合、税務課にて名義変更の手続きをしてください。	—
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未登記家屋を相続される方の認印 ※添付書類は、法務局において相続による所有権移転登記を行う際に必要となる書類に準じます。 ※添付書類について、原本の返却を希望される場合は、写しをご用意ください。	税務課【40番窓口】 内線（2234）

原動機付自転車など（羽島市ナンバー）の車両を所有している方

手続き 名義変更または廃車

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）の変更手続きをしてください。	毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車などは早めの手続きをお願いします。
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 相続人からの委任状（相続人でない方が手続きをする場合） <input type="checkbox"/> ナンバープレート（廃車の場合または名義変更時に羽島市ナンバープレートを変更したいとき）	①相続人の方 ②その他の方 ※相続人以外の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課【40番窓口】 内線（2232）

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	高齢福祉課【30番窓口】 内線（2554）

要介護認定の申請をしていた

手続き 介護保険要介護認定・要支援認定申請の取り下げ

手続き詳細	期 限
介護認定の新規申請中で、申請日から介護サービスを利用していない方、更新申請中の方は、介護保険要介護認定・要支援認定申請取り下げ申出書を提出してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	高齢福祉課【30番窓口】 内線（2556）

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

介護保険料について

手続き 相続人による送付先変更依頼書の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関する書類を送付する場合がございます。送付先にご希望がある方はお申し出ください。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更依頼書を郵送でお送りします。	なし
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢福祉課【30番窓口】 内線（2554）

在宅支援サービスを受けていた

手続き 介護用品助成券、緊急通報装置の返却

手続き詳細	期 限
介護用品助成券の未使用分がある方、緊急通報装置を利用していた方は、返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護用品助成券（未使用分） <input type="checkbox"/> 緊急通報装置を利用していた方は、緊急通報装置	高齢福祉課【30番窓口】 内線（2552）

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	福祉課【30番窓口】 内線（2512）

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当死亡届兼未支払手当請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類	福祉課【30番窓口】 内線（2513）

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当死亡届兼未支払手当請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類	福祉課【30番窓口】 内線（2513）

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者（受給者）が亡くなられた場合】

手続き① 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、支給対象児童の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 支給対象児童・届出者のマイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類 ※個別の状況に応じてご案内します。	福祉課【30番窓口】 内線（2513）

6. 福祉（障がい）に関する手続き

【児童が亡くなられた場合】

手続き②

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、
特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 受給者のマイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類	福祉課【30番窓口】 内線（2513）

羽島市重度心身障害児童福祉手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き

羽島市重度心身障害児童福祉手当受給者死亡届の提出

【支給対象児童が亡くなられた場合】

手続き

羽島市重度心身障害児童福祉手当受給資格消滅届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が羽島市重度心身障害児童福祉手当の受給者・支給対象児童である場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
※個別の状況に応じてご案内します。	福祉課【30番窓口】 内線（2513）

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	速やかに
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	福祉課【30番窓口】 内線（2512）

福祉医療費受給者証（重度）を交付されていた

手続き 福祉医療費受給者証（重度）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉医療費受給者証（重度）を交付されていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きができます。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の福祉医療費受給者証（重度） <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	保険年金課【20番窓口】 内線（2267）

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	福祉課【30番窓口】 内線（2512）

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	福祉課【30番窓口】 内線（2512）

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなられた場合には地域生活支援サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	福祉課【30番窓口】 内線（2512）

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き①

未支払児童手当・特例給付請求書の提出、
児童手当・特例給付認定請求書の提出（受給者変更）

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの手当の請求及び受給者変更の手続きが必要です。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【未支払請求】 <input type="checkbox"/> お子様名義の振込口座がわかるもの 【認定請求】 <input type="checkbox"/> 請求者名義の振込口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 請求者の健康保険証・マイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類 ※個別の状況に応じてご案内します。	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方 問い合わせ先 子育て・健幸課【30番窓口】 内線（2525）

【児童が亡くなられた場合】

手続き② 児童手当・特例給付受給事由消滅届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
支給対象児童が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。他に支給対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類	児童の保護者 問い合わせ先 子育て・健幸課【30番窓口】 内線（2525）

MEMO

7. 子どもに関する手続き

児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き① 児童扶養手当受給資格者死亡届、未支払児童扶養手当請求書の提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、請求の手続きが必要です。	14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	親族
<input type="checkbox"/> お子様名義の振込口座がわかるもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類	子育て・健幸課【30 番窓口】
※個別の状況に応じてご案内します。	内線 (2525)

【児童が亡くなられた場合】

手続き② 児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
支給対象児童が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。他に支給対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	受給者など
<input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類	問い合わせ先
	子育て・健幸課【30 番窓口】
	内線 (2525)

MEMO

福祉医療費受給者証（子ども）を交付されていた

手続き 福祉医療費受給者証（子ども）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉医療費受給者証（子ども）を交付されていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きができます。	速やかに
	手続き可能な人 児童の保護者など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証（子ども） <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は口座振込先のわかるもの（被保険者名義）	保険年金課【20番窓口】 内線（2267）

福祉医療費受給者証（母子家庭等・父子家庭）を交付されていた

手続き 福祉医療費受給者証（母子家庭等・父子家庭）の返還、受給資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉医療費受給者証（母子家庭等・父子家庭）を交付されていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きができます。	速やかに
	手続き可能な人 児童の保護者・親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証（母子家庭等・父子家庭） <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は口座振込先のわかるもの ※個別の状況に応じてご案内します。	保険年金課【20番窓口】 内線（2267）

MEMO

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 所有者・使用者変更手続き、使用中止手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または中止の手続きが必要となります。 ※使用者変更と使用中止は、電話またはオンラインによる手続きが可能です。	速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい (所有者変更は相続人のみ手続き可)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類（所有者変更の場合）	経営課【60番窓口】 内線（2162）

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなった場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※郵送手続き可。変更届は市ホームページからダウンロードできます。	速やかに
	手続き可能な人 相続人が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 新たに受益者となられる方の印鑑	経営課【60番窓口】 内線（2163）

MEMO

9. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き 搬入施設への粗大ごみの搬入

手続き詳細	期 限
<p>搬入施設へのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、施設職員に提示してください。一時多量ごみは、「羽島市一般廃棄物収集運搬許可業者」に依頼してください。</p> <p>※搬入施設への持ち込みは、前日までに予約専用電話（216-8066）または、1週間前までにインターネットでの事前予約が必要です。</p> <p>※搬入施設で処分できない物があります。</p> <p>※ごみの発生場所（住所）が羽島市外の場合は搬入できません。</p>	<p>なし （搬入日当日にお持ちください）</p> <p>手続き可能な人 基本的にご親族の方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類（直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書など）</p>	<p>環境事業課【70番窓口】 内線（2192）</p>

道路を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>占有許可を廃止する場合は占有廃止届を、名義の変更をする場合は変更届を提出してください。添付書類として、占有許可書の写しなどが必要です。</p>	<p>できるだけ速やかに</p> <p>手続き可能な人 どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【道路占有の廃止】</p> <p><input type="checkbox"/> 占有廃止届、占有許可書の写し など</p> <p>【名義の変更】</p> <p><input type="checkbox"/> 変更届、占有許可書の写し、相続人であることがわかる書類 など</p> <p>※詳細は事前にお問い合わせください。</p>	<p>土木監理課【50番窓口】 内線（2112）</p>

河川用地または水路用地を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>○河川用地 各河川管理者に直接お問い合わせください。 境川・桑原川⇒岐阜土木事務所 木曾川・長良川⇒国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所</p> <p>○水路用地 占有許可を廃止する場合は廃止等届出書を、名義の変更をする場合は権利義務承継届出書を提出してください。添付書類として、占有許可書の写しなどが必要です。 ※羽島用水土地改良区管内の水路については、羽島用水土地改良区に直接お問い合わせください。</p>	<p>できるだけ速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>○河川用地 各河川管理者に直接お問い合わせください。</p> <p>○水路用地 【水路占有の廃止】 法定外公共物に関する許可事項廃止等届出書、占有許可書の写し など 【相続による権利の承継】 法定外公共物権利義務承継届出書、占有許可書の写し、相続人であることがわかる書類 など</p> <p>※詳細は事前にお問い合わせください。 ※羽島用水土地改良区管内の水路については、羽島用水土地改良区に直接お問い合わせください。</p>	<p>○河川用地 岐阜土木事務所 施設管理課 ☎ 058-214-9603</p> <p>国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 ☎ 058-251-1321</p> <p>○水路用地 土木監理課【50番窓口】 内線（2112） 羽島用水土地改良区 ☎ 058-388-2626</p>

MEMO

9. その他の手続き

住んでいた家（戸建て）が空き家となった（誰も住まない、使わない状態）

手続き 空き家などの登録

手続き詳細	期 限
家屋が空き家になる場合は、ご提出をお願いしております。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 相続人など
必要なもの	問い合わせ先
なし	生活安全課【70番窓口】 内線（2152）

亡くなられた方が犬を飼っていた

手続き 犬の飼い主変更

手続き詳細	期 限
新しい飼い主への登録変更を行う必要があります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 新しい飼い主など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 犬の鑑札	生活環境課【70番窓口】 内線（2122）

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

市営住宅に入居していた

手続き① 入居者の名義変更

手続き詳細	期 限
契約者が亡くなり、同居されている方が引き続き市営住宅に入居する場合は入居者の名義変更が必要です。	亡くなられた日から10日以内
	手続き可能な人 契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される方
必要なもの	問い合わせ先
※個別の状況に応じてご案内します。	都市計画課【50番窓口】 内線（2135）

手続き② 市営住宅の返還

手続き詳細	期 限
契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居する方がみえない場合は市営住宅の返還手続きが必要です。	亡くなられた日から10日以内
	手続き可能な人 契約者の親族など
必要なもの	問い合わせ先
退去立会が必要です。 ※個別の状況に応じてご案内します。	都市計画課【50番窓口】 内線（2135）

手続き③ 市営住宅同居者の異動

手続き詳細	期 限
市営住宅の同居者が亡くなられた場合、同居者の変更手続きが必要です。	亡くなられた日から10日以内
	手続き可能な人 市営住宅に入居中の同居親族が亡くなられた方
必要なもの	問い合わせ先
市営住宅入居者の緊急時の連絡先（独居になる場合） ※個別の状況に応じてご案内します。	都市計画課【50番窓口】 内線（2135）

市役所外で行う手続き

区分	主な手続き	内 容	該当事項	担当窓口
相続など	遺言書	検認・開封	<p>申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の死亡の記載がある戸籍謄本 	<p>岐阜家庭裁判所 (岐阜市美江寺町2-4-1) ☎ 058-262-5346</p>
	相続放棄	相続放棄の申立	<p>相続放棄は、相続を知った日から3カ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。</p> <p>相続放棄には2種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続放棄 ・限定承認(引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です) 	
	預貯金口座	口座凍結解除	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 など <p>金融機関・取引状況などによって必要書類は異なります。</p>	各金融機関
	生命保険など	<p>死亡保険金の請求</p> <p>入院給付金の請求</p> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本 ・死亡診断書 など <p>保険会社・契約内容などによって必要書類は異なります。</p>	<p>加入していた生命保険会社</p> <p>または</p> <p>代理店</p>
	損害保険など	名義変更・解約など	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の死亡の記載がある戸籍謄本 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本 など <p>保険会社・契約内容などによって必要書類は異なります。</p>	
	株式など	名義変更・解約など	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 など <p>証券会社などによって必要書類は異なります。</p>	証券会社など

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

庁舎案内

区分	主な手続き	内 容	該当事項	担当窓口
相続など	戦没者などの遺族への特別弔慰金など	記名変更 償還金受領	<ul style="list-style-type: none"> ・国債（または証券保管証書） ・記名者の死亡を証明できる戸籍謄本 ・記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍謄本 ・印鑑 	償還金支払場所 または 証券保管証書に記載の郵便局
	普通自動車	自動車税の納税 名義変更 廃車	税金(自動車税)については、 右記へお問い合わせください。	岐阜自動車税事務所 (岐阜市日置江2648-3) ☎ 058-279-3781
			普通自動車の名義変更などについては、 右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車などは早めの手続きをお願いします。	中部運輸局岐阜運輸支局 (岐阜市日置江2648-1) ☎ 050-5540-2053 <自動音声ガイダンス>
	軽四輪及び二輪 (125cc以上)	名義変更 廃車	右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車などは早めの手続きをお願いします。	<p>【軽四輪】</p> 軽自動車検査協会 岐阜事務所 (羽島市福寿町千代田 3丁目83番地) ☎ 050-3816-1775
	国税関係	相続税手続き 所得税・消費税 申告手続き		右記へお問い合わせください。
岐阜南税務署 (岐阜市加納清水町 4-22-2) ☎ 058-271-7111 <自動音声ガイダンス>				

市役所外で行う手続き

区分	主な手続き	内 容	該当事項	担当窓口
	不動産登記関係	土地・家屋など 相続登記	相続登記には、登記申請書のほか 各種書類が必要です。なお、令和6 年4月1日から相続登記が義務化さ れました。(38ページ参照) 右記へお問い合わせください。	岐阜地方法務局 (岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎内) ☎ 058-245-3181
相続など	会社・法人の 役員	役員 の変更登記	役員変更登記には、登記申請書の ほか各種書類が必要です。 右記へお問い合わせください。	
	法定相続情報 証明制度	法定相続情報 一覧図の保管 及び交付の申出	亡くなられた方の出生～死亡までの 戸籍謄本、被相続人の住民票の除票 など、相続人の戸籍謄抄本、申出人の 氏名・住所を確認することができる 公的書類などが必要です。(37ページ 参照) 右記へお問い合わせください。	
	相続土地国庫 帰属制度	国庫帰属の承認 申請書の提出	右記へお問い合わせください。	
通信・電気・ガスなど	固定電話 (NTT西日本)	名義変更・解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	NTT西日本 局番なし116 携帯からは 0800-2000116
	固定電話 (NTT西日本以外)			各契約会社
	携帯番号			
	インターネット			
	NHK受信料		NHKに連絡し、手続きを行ってください。	☎ 0120-15-1515
	電気・ガス料金 など		各契約会社に連絡し、手続きを行って ください。	各契約会社
	運転免許証	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	岐阜羽島警察署 (岐阜市柳津町梅松 3-108) ☎ 058-387-0110
	クレジットカード	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行って ください。	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		

手続きに要する証明書など

- 手続きに必要な書類の中には市役所で発行できるもの（戸籍、住民票・税に関する証明書など）があるため、各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。
- 戸籍謄本などについては、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社などにご確認ください。
- 戸籍、住民票、印鑑登録証明書など：市民課住民登録係 1階10番窓口(内線2294)
(印鑑登録証明書の交付には「印鑑登録証」の提示が必要です)
- 所得証明書、課税証明書等など：税務課諸税係 1階40番窓口(内線2232)
- 証明書の発行には所定の手数料がかかります。

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

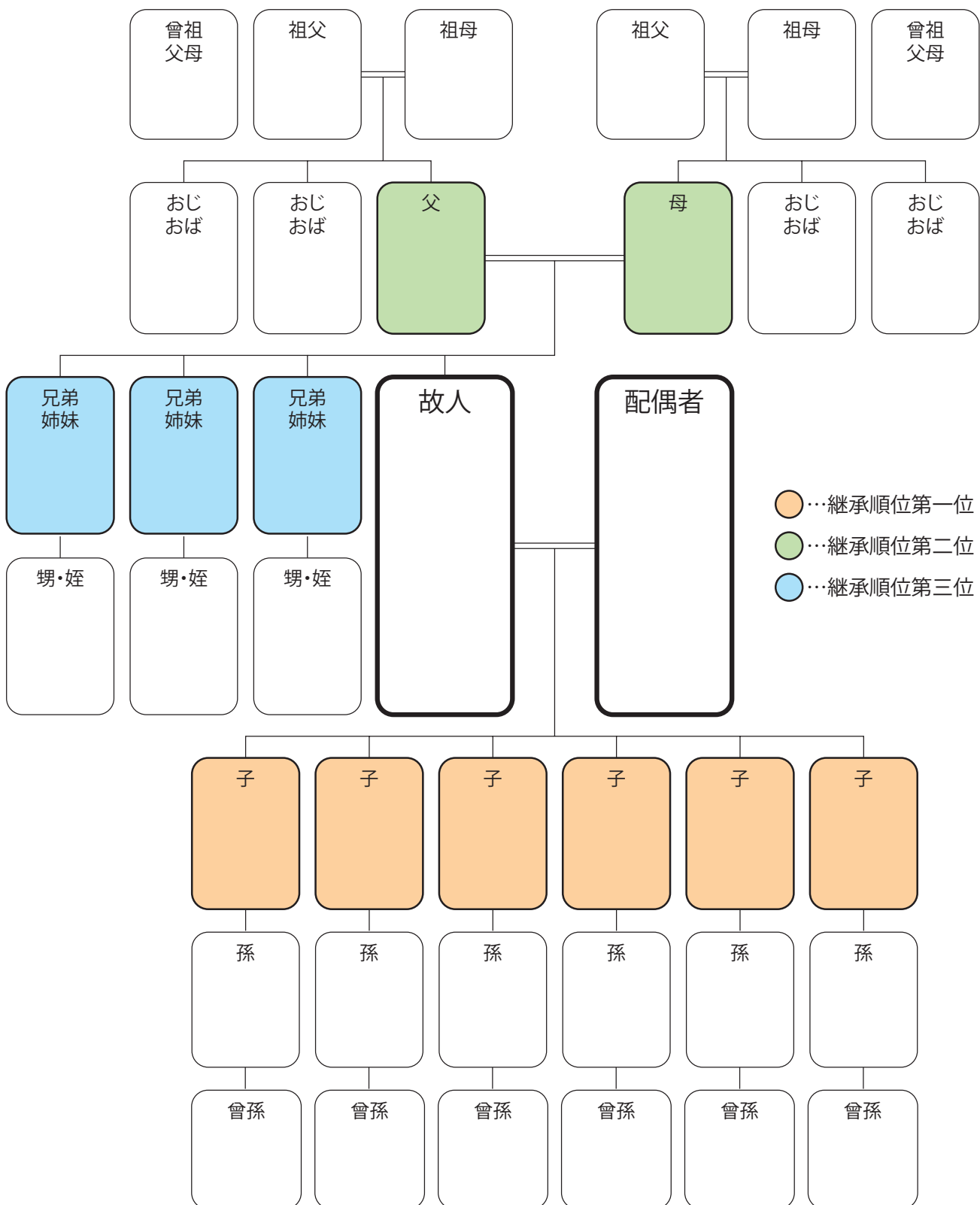
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

庁舎案内



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

庁舎案内

あなたの相続手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

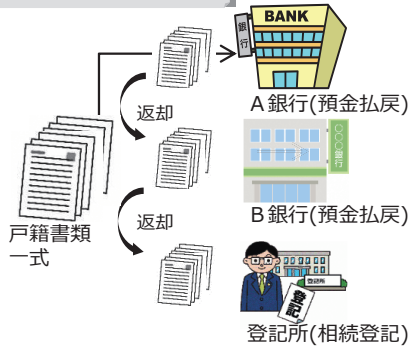


相続登記の申請（令和6年4月1日から義務化）をはじめとする各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸除籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

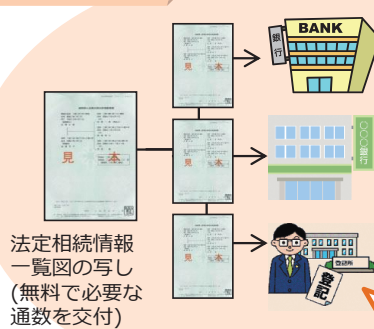
※ 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要

●本制度を利用しない場合



●本制度を利用した場合



ポイント！

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

さらに！

令和6年4月1日から、法務局で行う不動産登記の申請等手続きでは、申請書に法定相続情報番号を記載することで、一覧図の写しの添付を省略できます！

手続きの流れ

～法定相続情報証明制度の手続きの3STEP！～

STEP 1

必要書類の収集

STEP 2

法定相続情報一覧図の作成

STEP 3

申出書の記入・登記所へ申出

未来へつなぐ



相続登記



法定相続情報一覧図の写しの交付

戸除籍謄本等の束の代わりとして各種相続手続きへお使いください。

令和6年4月1日から相続登記義務化！
不動産の相続登記をお忘れなく！

次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、

法務局ホームページ



でもご覧いただけます。



岐阜地方法務局

(令和6年4月1日改訂)

令和6年
3月1日から

市区町村の窓口での

戸籍の証明書 の請求が便利 になります



ここが便利に！
1

どこでも

本籍地が遠くにある方でも、
最寄りの市区町村の窓口
に請求できます！

ここが便利に！
2

まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国
各地にあっても、1か所の市
区町村の窓口
にまとめて請求
できます！

結婚・相続などの行政手続や各種申請手続での負担が軽減

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。
戸籍の新サービスを相続手続にも御利用ください。

法務省民事局

出典：法務省ウェブサイト (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

庁舎案内

ボクはコセキツネ!




令和6年3月1日から、戸籍証明書等を最寄りの市区町村の窓口でも取れるようになるんだ! さらに、一か所の市区町村の窓口にとっても便利になるんだね!

そんなことないよ!



君はだれ?

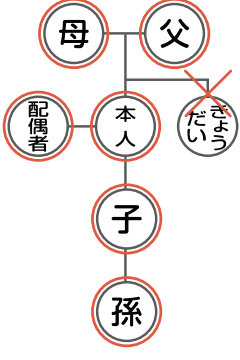
広域交付始まるの巻



相続の手続をしたいけど、本籍地が全国各地にあるから戸籍証明書を集めるのが大変だなあ...

広域交付制度のポイント

- 戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります(郵送や代理人による請求はできません)。
- 窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。
- コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません。



本人の戸籍証明書等だけじゃなく、夫又は妻(配偶者)・父母、祖父母など(直系尊属)・子、孫など(直系卑属)の戸籍証明書等も請求できるよ!



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

最寄りの窓口で取れたよ!

これで相続登記もばっちりだね!

なるほど! / きょうだいの戸籍証明書等は請求できないから気をつけてね!




ほかにも便利な制度が始まるよ!

制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正 検索 法務省HP



不動産を相続したら かならず**相続登記!**

令和6年4月1日から**義務化**されました

忘れないでね!!

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

Point ①

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

知らなかった!!

「シラナカッタヌキ」



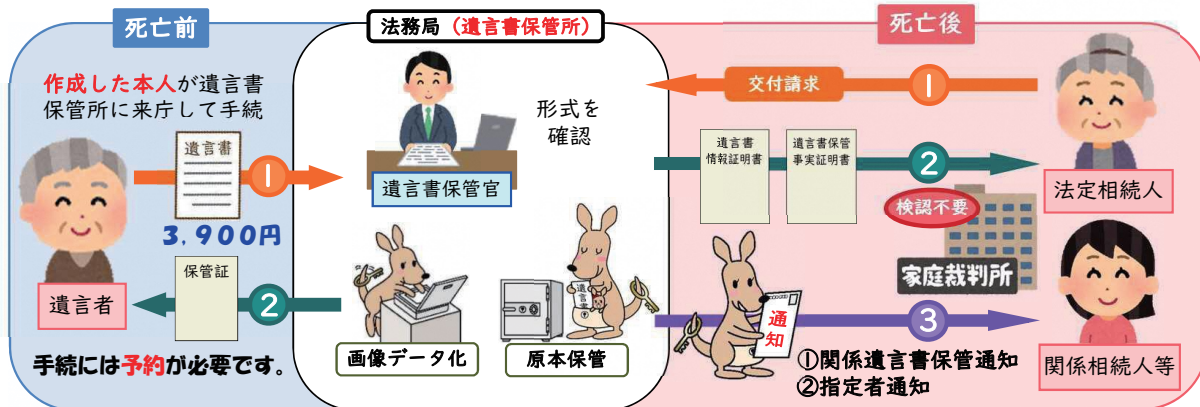
法務局の

相続に関する制度のご紹介



自筆証書遺言書を法務局で保管できます！

自筆証書遺言書保管制度



相続した不要な土地を国が引き取る制度も始まりました！

相続土地国庫帰属制度（令和5年4月27日から）



重要!

通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は引取り不可

- (例) ・建物や障害物のある土地 ・権利などで争いのある土地
 ・土壌が汚染されている土地 ……など



詳しくは…

自筆証書遺言 法務省

相続土地国庫帰属制度



お問合せは、お近くの法務局へ

岐阜地方法務局

(制度により、管轄・担当が異なります)

本局	☎ 058-245-3181
八幡支局	☎ 0575-67-1411
大垣支局	☎ 0584-78-3347
美濃加茂支局	☎ 0574-25-2400
多治見支局	☎ 0572-22-1002
中津川支局	☎ 0573-66-1554
高山支局	☎ 0577-32-0915

※ 具体的な手続案内については予約制です。

※ 個人での手続が難しい方は、弁護士・司法書士・土地家屋調査士など、専門家への相談を御検討ください。



遺言書ほかんガール

岐阜地方法務局 管轄



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

庁舎案内

地域の活性化

相続登記をしないと…

- 再開発が進まない
- 空き家の管理・利活用ができない
- 不動産取引がおそくなる

安全・安心な暮らし

相続登記をしないと…

- 公共事業が進まない
- 防災・減災の取り組みができない
- 災害復旧に大きな労力・時間がかかる



相続登記が
さまざまなトラブルを
防止します!

未来につなぐ

相続登記をしないと…

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」問題になってしまう

産業の推進

相続登記をしないと…

- 農地の集約化ができない
- 農地・山林が放置されてしまう

相続に関する登記についてのご相談は

岐阜県司法書士会
058 (246) 1568

岐阜地方法務局
058 (245) 3181

岐阜県土地家屋調査士会
058 (245) 0033

死亡に関する手続き用

記入される前にお読みください。

- ※ 必ず委任者が、代理人や委任事項を自書し原本を提出してください。
- ※ 下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。
- ※ 委任状の作成日より 3 カ月以内に窓口にお越しください。

委任状

(宛先) 羽島市長
_____年 ____月 ____日作成

委任者 (頼む方)

住所 _____

氏名 _____ (印) 自署の場合は不要
(生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日)

連絡先電話番号 _____ - _____

亡くなった方の氏名

_____の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

代理人 (頼まれて窓口に来る方)

住所 _____

氏名 _____

委任事項 (委任する事項に✓を付してください)

- 世帯主変更届に関する手続き (新世帯主名: _____)
- 未支給年金又は遺族年金の請求及び相続手続きに必要な①戸籍 (除籍)・改製原戸籍の謄 (抄) 本、②住民票 (除票) の交付申請及び受領に関する権限
 - ①本籍地: 羽島市 _____ 筆頭者 _____ 通 _____
 - ②住 所: 羽島市 _____ 通 _____
- 国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、市税 (市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税) に関する手続き
- 市税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限
 - 遺族年金用: 所得証明書 _____ 最新年度分 _____ 通 _____
 - 相続登記用: 固定資産評価証明書 _____ 最新年度分 _____
 - (土地: 全部・一部) (家屋: 全部・一部) _____ 各 通 _____

(注) 相続登記では、登記申請日時点での最新年度の固定資産評価証明書が必要です。固定資産評価証明書は、毎年 4 月 1 日に最新年度が替わります。

チェックリスト
各種手続き
市役所外の主な手続き
相続について
委任状
庁舎案内

遺品整理の処分について

故人の遺品などを整理され、一時的に多量のごみが発生した場合は、下記の「一般廃棄物収集運搬許可業者」に訪問収集を依頼してください。

(50音順)

名 称	電話番号	所 在 地
(有)アサノクリーン	☎ 058 - 398 - 4093	下中町市之枝2丁目84番地
(株)高島衛生	☎ 058 - 248 - 0089	羽島郡岐南町平成6丁目110番地
中央清掃(株)羽島営業所	☎ 058 - 392 - 1919	正木町曲利339番地
トバナ産業(株)羽島営業所	☎ 058 - 398 - 3807	堀津町2345番地
(株)野々村商店	☎ 058 - 327 - 4030	岐阜市則松2丁目157番地
満大産業(株)羽島営業所	☎ 058 - 216 - 6116	小熊町江頭986番地6
(株)山田組	☎ 058 - 397 - 2080	舟橋町出須賀4丁目60番地

※ごみの出し方については、「ごみの出し方ハンドブック」(羽島市発行)をご覧ください。

- ごみの出し方については、羽島市役所 生活環境部 環境事業課 (電話 058-392-1111 : 内線 2192) へお問い合わせください。

※訪問収集で出される場合でも、粗大ごみ処理券を貼ってください。

※訪問収集を依頼された場合は別途収集運搬費用がかかります。収集運搬費用は、収集運搬許可業者にお尋ねください。

資源・ごみの出し方や収集日をスマートフォンでチェック!

資源・ごみ分別アプリ さんあ〜る(3R)

for iPhone for Android

資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る(3R)」は、分別方法の検索機能や、ごみの収集日をアラームでお知らせする機能などがついたアプリです。



iPhoneの方は
コチラ



Androidの方は
コチラ



羽島市 さんあ〜る

検索

※ダウンロード無料(通信料はかかります)

死亡に関する手続きについて よくある質問 [Q&A]

Q1 死亡届を提出したので、市役所での手続きはしなくてもよいですか？

A1 多くの方の場合、手続きが必要となります。

<主なもの>

健康保険：国民健康保険 または 後期高齢者医療保険に加入していた方は、葬祭費などの手続きがあります。

亡くなられた方の社会保険の扶養になっていた遺族の方が、国民健康保険に切り替える必要のある場合は、加入手続きが必要です。

年金関係：年金を受給されていた方は、未支給年金請求などの手続きがあります。

年金受給前でも、死亡一時金などの請求ができる場合があります。

18歳未満の方で加算額・加給年金額の対象となっている場合は手続きが必要です。

※ただし、各種請求手続きができる方には、一定の要件があります。

介護保険：介護サービスの利用がなくても保険料関係の手続きがあります。

税金関係：課税状況などによって手続きが必要な場合があります。

市税の納税義務者が亡くなられた場合、相続人に納税義務が引き継がれます。それぞれの納期限までに納付いただく必要があります。

その他：不明な点は、お問い合わせください。

Q2 亡くなられた方の保険証などで見つからないものがありますが手続きできますか？

A2 証書類に不足があった場合は、状況にあわせてご案内いたします。お持ちいただくものについては、5ページをご覧ください。

Q3 国民年金・厚生年金は年金事務所に行けばよいですか。

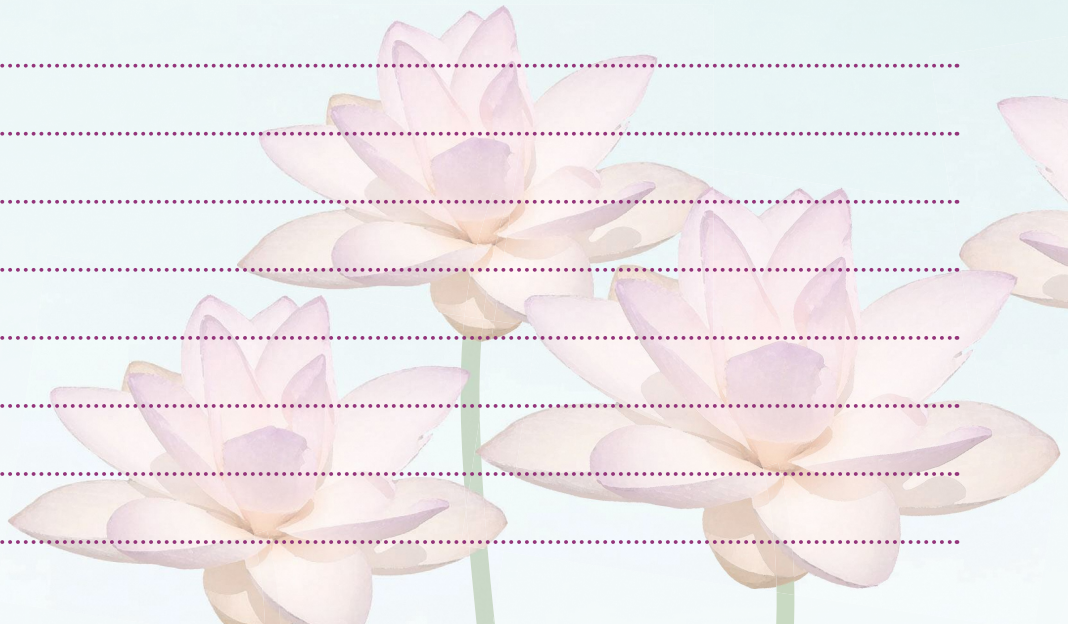
A3 国民年金のみを受給されていた方は、市役所でも手続き可能です。厚生年金がある方は、お近くの年金事務所での手続きとなります。

ただし、市役所で取得する証明書（戸籍・住民票（除票）など）が必要になります。必要となる書類や戸籍の郵送での取得方法は、市役所でもご案内しています。

Q4 死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか。

A4 市内に本籍のある方は、死亡届を受理した日から数日間（届出内容や閉庁日により前後します）の戸籍審査を経た後に交付できます。届出内容の戸籍審査などに時間を要するため、ご理解いただきますようお願いいたします。本籍地が市外の場合は、本籍地の市町村役場の窓口にお問い合わせください。亡くなられた方の配偶者、及び直系親族（親、祖父母、子、孫など）以外の方からの請求には、原則として委任状（P.43 参照）が必要です。

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning most of the page width.



チェックリスト

各種手続き

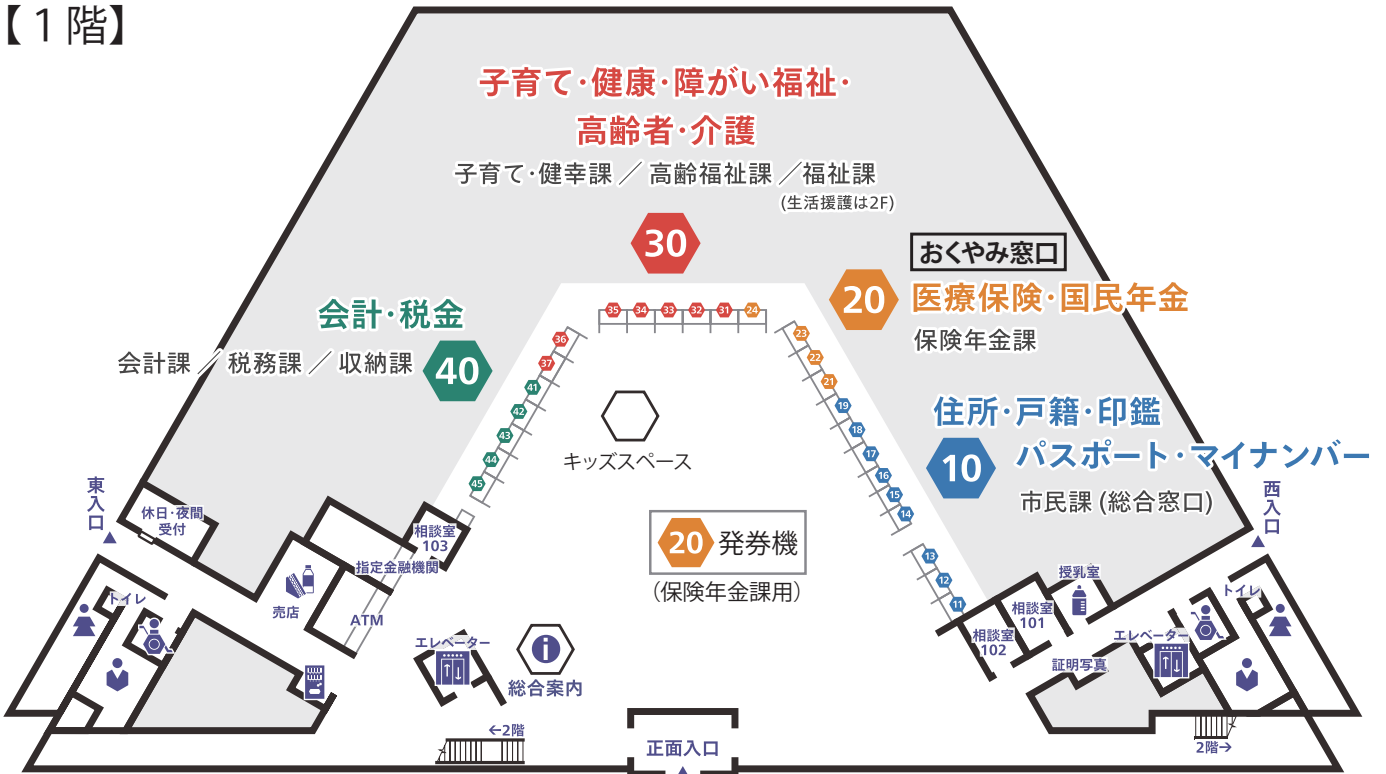
市役所外の主な手続き

相続について

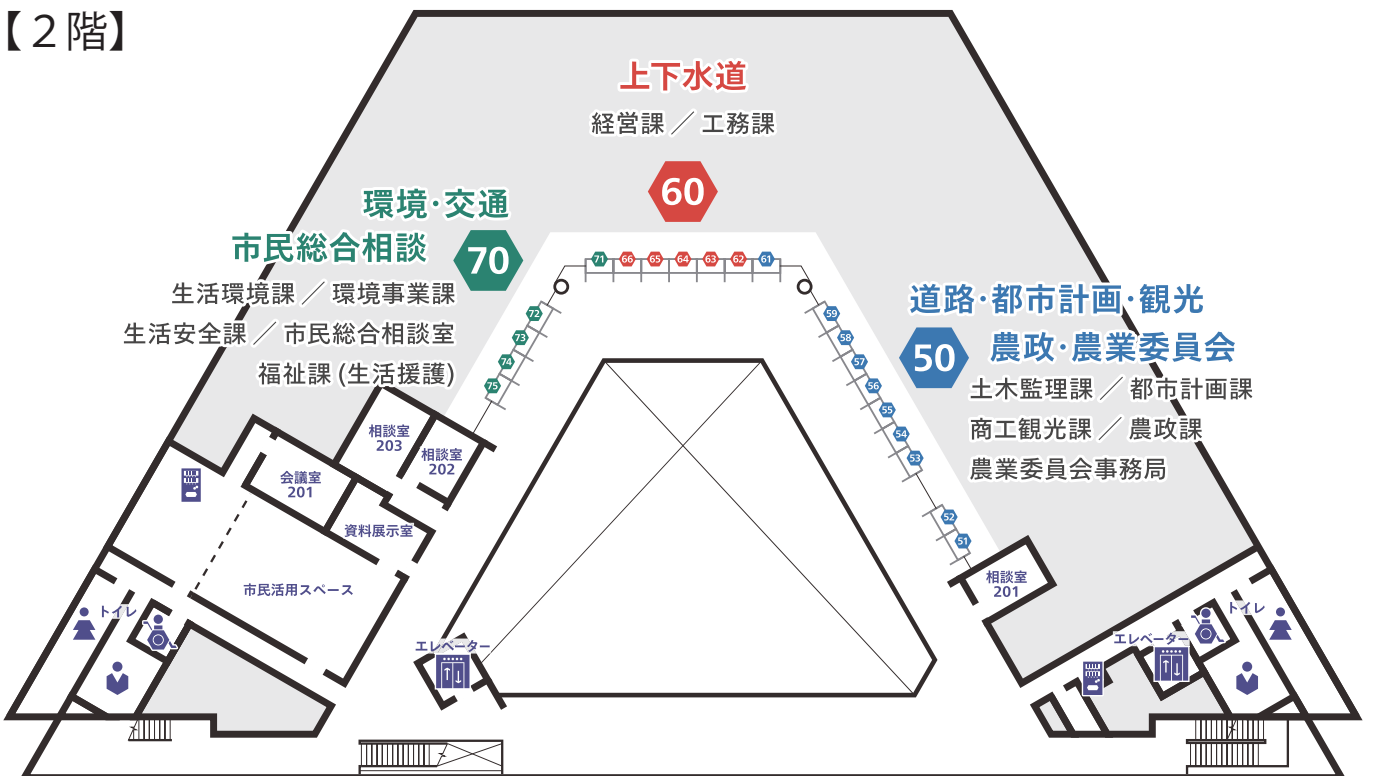
委任状

庁舎案内

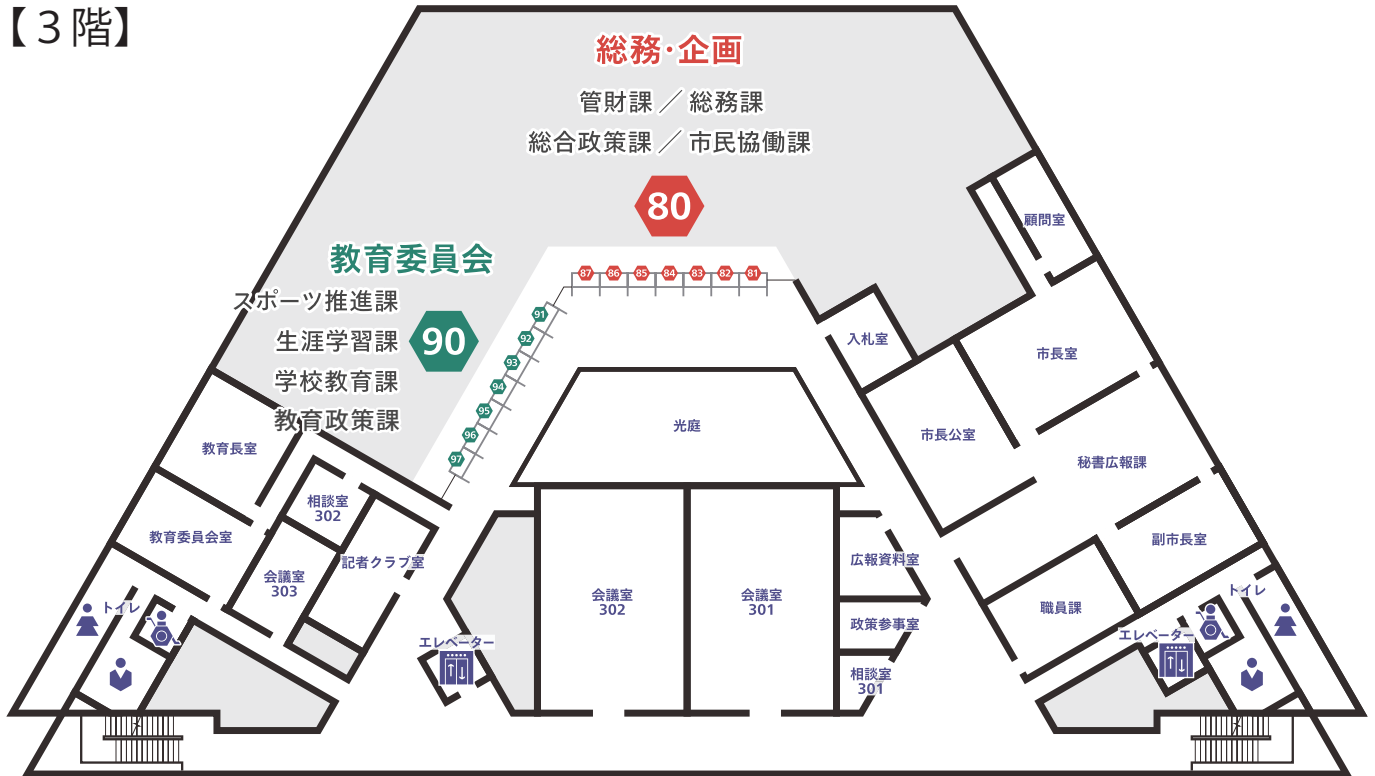
【1階】



【2階】



【3階】



【4階】

- 議会事務局
- 監査委員事務局
- 財務課

【3階】

- 秘書広報課
- 職員課
- 90 ■教育政策課
- 学校教育課
- 生涯学習課
- スポーツ推進課
- 80 ■総務課
- 管財課
- 総合政策課
- 市民協働課

【2階】

- 70 ■生活環境課
- 環境事業課（ごみ処理）
- 生活安全課（交通）
- 市民総合相談室
- 福祉課（生活援護）
- 60 ■上下水道 経営課（料金）
- 上下水道 工務課
- 50 ■土木監理課
- 都市計画課
- 商工観光課
- 農政課
- 農業委員会事務局

【1階】

- 40 ■会計課
- 税務課（税証明・市民税・資産税・軽自動車税）
- 収納課
- 30 ■子育て・健幸課（子育て・健康）
- 福祉課（障がい福祉）
- 高齢福祉課（高齢者・介護）
- 20 ■保険年金課（おくやみ窓口）
- （国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金・福祉医療）
- 10 ■市民課（総合窓口）
- （住所・戸籍・印鑑・パスポート・マイナンバー）

10 から 90 は窓口番号です。

発行 羽島市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025年6月

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を羽島市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。

